

競争入札参加停止措置について

下記のとおり競争入札参加停止措置を行いましたのでお知らせします。

対象業者	(商号) (株) マツトク建設 (所在地) 博多区浦田一丁目 2 1 番 1 1 号 (代表者) 代表取締役 松尾 正利 (本市登録) 登録業種 一般土木 B 管 2 種 B その他清掃 業者番号 838
措置内容	令和 7 年 3 月 25 日から 1 カ月間の競争入札参加停止 (令和 7 年 4 月 24 日まで)
根拠	・ 福岡市競争入札参加停止等措置要領 第 2 条 ・ 福岡市競争入札参加停止等措置要領 別表第 1 第 5 号 (公衆損害事故) ・ 福岡市競争入札参加停止等措置要領 第 8 条の 3
事件の概要	1. 工事の概要 (1) 契約件名 令和 6 年度東区アイランドシティ地内配水管布設工事 (2) 履行期間 令和 6 年 9 月 10 日 ~ 令和 7 年 3 月 18 日 (3) 契約金額 80,216,400 円 2. 被災者 (被災状況) (1) 内 容 掘削作業時に電線共同溝管路 1 本を破損 3. 事故の概要 受注者は電線共同溝の場所を把握していたが、バックホウによる掘削作業時に電線共同溝を破損し、さらにその報告がなされなかったもの。

問い合わせ先 水道局総務部契約課 迫 092-483-3126

○ 福岡市競争入札参加停止等措置要領
(競争入札参加停止又は競争入札参加資格取消し)
第 2 条 市長、水道事業管理者及び交通事業管理者 (以下「市長等」という。) は、有資格者が別表第 1 及び別表第 2 の各号 (以下「別表 1、2 各号」という。) に掲げる措置要件の 1 に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格者について一般競争入札参加停止及び指名停止 (以下「競争入札参加停止」という。) の措置を行うものとする。

(未届け等の措置)
第 8 条の 3 市長等は、前条に規定する報告を行わなかった者又は報告が遅延した者について、当該報告すべき措置要件に関する競争入札参加停止等の措置を行う場合においては、その措置期間を第 4 条第 4 項に規定する範囲内で加算することができる。

別表第 1 事故等に基づく措置基準
(公衆損害事故)
5 本市契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害 (軽微なものを除く。) を与えたと認められるとき。

1 カ月以上 6 カ月以内